

○待機手当に関する規則

〔 令和 6 年 3 月 29 日 〕
規 則 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 8 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、職員の待機手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第 2 条 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいて宿直勤務時間帯での入所者の健康管理又は病状の急変に対応するため、オンコール体制により待機を命じられた医務員に対する待機手当は、1 回あたり 2, 0 0 0 円とする。

(支給方法)

第 3 条 待機手当は、月の初日から末日までの間におけるそれぞれの待機回数に応じて、翌月に支給する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。